

令和7年度「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」実施要綱

1 趣 旨

子ども・若者は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在であり、全ての子ども・若者が、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己を確立し、自立した個人として健やかに成長し、明るい未来を切り拓いていくことが期待されている。

政府においては、令和5年4月に子ども家庭庁の設置、こども基本法の施行等がなされたほか、同年12月には「こども大綱」が策定され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされている。

また、本県においても令和6年4月に子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築等も含め、子ども若者政策の一層の拡大を図っているところであり、令和7年3月には「淡海子ども・若者プラン」を策定した。令和7年4月には「滋賀県子ども基本条例」を施行するとともに、子どもの権利室を設置し、同年10月には子どもの権利侵害事案の個別救済のほか、制度提言・子どもの権利の周知啓発を行うことを目的とした、滋賀県子どもの権利委員会を設置した。

しかしながら、依然として社会生活を円滑に営む上で困難な環境におかれている子ども・若者の問題や、いじめの問題、さらには児童虐待により子どもが被害者となる事件など、子ども・若者に関して社会全体で取り組まなければならない問題が存在しており、近年では、家族の世話をしなければならないことにより子どもらしい生活を送れない、ヤングケアラーの問題も重要視されている。

本県では、これらの多様で複合的な問題の解決のため、行政、子ども・若者の育成支援に関わる諸団体等が専門の垣根を越えて連携協力すべく、平成29年4月に「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」を開設し、小学生から概ね39歳までの方やその家族、支援者、学校関係者等からの相談にワンストップで対応する体制を整備した。今後は、「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」における支援の充実を図るとともに、地域住民の一人ひとりの取組・参加を促すことにより、子ども・若者を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要である。

このため、本年11月を「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」と定め、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、県民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

2 期 間

令和7年11月1日（土）から30日（日）までの1か月間

3 実施体制

(1) 主 唱

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県青少年育成県民会議

(2) 参 加

市町、市町教育委員会、青少年育成市町民会議、青少年関係諸団体

4 月間統一スローガン

“たくましく 伸びよう 伸ばそう 湖国の子”

5 重点取組事項

(1) 豊かな心をはぐくむ家庭づくり運動の推進

- ① 子ども・若者の健全な人格形成にとって、家庭はもっとも基礎的な役割を果たすものであり、家族が何でも自由に話し合え、親子が愛情と信頼の絆で結ばれた明るい家庭づくりが大切である。このため、家庭は幸せな人間生活の基盤であり、明日への活力を生み出す安らぎと人づくりの場であることを再認識し、家族の絆を強める運動を展開し、一層の啓発と充実に努める。
- ② 保護者が家庭の重要性を再認識し、家庭でのしつけの在り方や親の役割などについて知ることができ、さらに、親としての学びや経験を通じ、家庭教育について理解を深めることができるように情報を提供するとともに、広報啓発活動の充実に努める。
- ③ 親子の相談指導等を行う地域活動の振興を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりを促進し、子育てサークルや学校、関係機関等も含めて地域社会が一体となり、人とのふれあいを大切にし、学びや気づきを通して、社会全体で子育てを支えあう環境づくりに努める。

(2) 子どもを犯罪や非行等から守るための取組の推進

児童買春、児童ポルノの製造等による子どもの性被害防止に係る対策をはじめ、通学路等における子どもの安全確保に向けた取組、いじめや校内暴力等の学校における問題行動への対応等、関係機関や地域が一体となった子どもを守る活動を推進する。また、全国的には非行少年等の増加が継続している状況にあり、インターネットを介した大麻等の薬物乱用拡大や「闇バイト」と呼ばれる犯罪加担行為等が大きな社会問題となるなど、少年を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることから、今後も各種非行防止対策を推進し少年の非行を抑制していく。

ア 子どもの性被害防止

- ① 令和4年5月に改訂された「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（子供の性被害防止プラン）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害の予防・拡大防止、被害児童の早期発見・保護・支援等の取組を推進する。
- ② 子ども・若者が児童買春、児童ポルノの製造等の被害者になることのないように、学校や関係機関が連携し、児童や保護者を始めとする社会全体に対する性の逸脱行動や被害の現状、諸規制等について積極的に広報・啓発を推進する。

イ 子どもの安全確保の取組

- ① 「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）も踏まえ、学校、警察、自治体等の関係機関や子ども・若者育成に携わる各種団体等が連携し、日常の子ども・若者育成に関する取組の中で、地域が一体となって登下校時における総合的な防犯対策を強化するなど、子どもの安全確保の活動にも積極的に参加・協力できるよう取組を推進する。
- ② 遊具、遊び場やスポーツ施設を始め、子どもの周辺にある各種の機器について安全点検を行い、適切な保守に努めるとともに、管理責任者や関係業界等と連携して未然防止に努める。
- ③ 子どもの安全が脅かされる交通死傷事故が発生していることに対し、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（令和元年6月18日 昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定）による「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保」に関する施策および交通安全教育、安全運転の励行、飲酒運転の根絶等、交通安全に関する諸活動とも連携して、子どもの安全確保のための対策を

推進する。

ウ いじめの未然防止と早期対応

- ① 学校は日頃から児童生徒の状況を把握し、いじめの兆候を見逃すことなく、迅速かつ適切な対応を行う。また、学校と教育委員会は「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）や県・市町の「いじめ防止基本方針」各学校の「いじめ防止基本方針」等を基に、国、県・市町、学校、地域住民、家庭その他の関係機関・団体の連携の下いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、なお一層の取組を行うとともに、いじめ防止のための気運を醸成する。
- ② 学校および各種相談機関において、いじめについて安心して相談できる環境を整備し子どもに向けて、大人にいつでも相談するよう呼び掛けるとともに、相談事案に応じて関係機関が連携した迅速な対応が取れる仕組みの整備を推進する。
- ③ 保護者、PTAを始め、青少年団体、スポーツ団体や各種ボランティア団体等が連携し、仲間との連帯感や協調性、思いやりの心やフェアプレーの精神などを育むための体験活動等の充実を図る。

エ 地域、学校、関係機関の連携および見守り、相談体制の充実、強化

- ① 人間関係に悩み、苦しんでいる地域の子どもたちを周囲の大人が見守り、その育ちを支えることができるよう、様々な大人が関わり子どもを見守る体制を構築し、学校や警察を始めとする関係機関等の連携強化を図る。
- ② 子どもたちが抱える様々な不安や悩みを躊躇することなく地域や学校、各相談窓口等に相談できるよう、子どもたちが発信するSOSをいち早く受け止めることができる体制の強化や様々な相談窓口の周知を図る。

オ 有害環境の浄化活動の推進

- ① インターネットは多くの有益な情報が提供され、便利に活用できるという面がある一方、心身が未発達な子どもの健全な育成に有害となる情報もあり、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネットを利用したいじめや犯罪グループに加担させられて抜け出せなくなる等、様々なトラブルに巻き込まれるケースが発生している。インターネット上の有害情報や問題行動について現状を把握し、子どもたちが安全に、安心してインターネットを利用できる環境づくりを推進するため、青少年育成関係者、関係事業者等が連携した上で、「フィルタリングの利用促進」「家庭における利用ルールづくり」「保護者等のインターネットリテラシーの向上および確実な管理・監督」を3本柱に県民への啓発活動を実施し、浸透を図る。また、インターネットの利用に絡む危険性について、子どもや保護者の間での理解が深まるよう、情報モラル教育の充実や啓発活動を推進する。

- ② 図書やDVD等の販売店・レンタル店等の図書等取扱事業者に対して、立入調査等を実施し、有害図書等の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、子どもへ販売、貸付けをしないこと等、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づいた指導を徹底するとともに、有害環境の浄化活動への協力促進を図る。

また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対しては、子どもの深夜の立入制限規定の遵守を求めるとともに、深夜営業店に対しては、深夜に店舗内および敷地内にいる子どもへの声かけ、帰宅を促す店内放送、店内掲示等の方法により、子どもの深夜はいかいを防止する取組への協力を要請する。

酒類やたばこを入手できない環境の整備を図るため、小売店における身分証明書などによる年齢確認の徹底等、効果的な取組を推進する。

- ③ 近年、若年層による大麻乱用拡大が憂慮されることから、学校等における薬物乱用防止教室の実施、関連ポスターの掲示や街頭啓発活動、子どもを見守る保護者や地域ボラ

ンティア等に対する薬物の危険性・有害性に関する知識の普及を推進し、子どもの規範意識の醸成、環境浄化に向けた基盤強化を図る。

子ども・若者による万引き等初発型非行に関しては。関係機関や事業者が連携し、被害を未然に防止するための環境づくりや再発防止に向けた迅速で的確な対応を図る。

飲酒喫煙は健康だけでなく、子どもの規範意識・生活にも悪影響を与えるものであるため、関係事業者と連携した防止取組の検討および、家庭や地域社会と一体となった防止啓発等の取組を推進する。

(3) 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が改正され、令和6年9月に施行された。当該法改正を踏まえ、貧困により、子どもが適切な養育および教育ならびに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないこと、その他の子どもがその権利利益を害されおよび社会から孤立することのないようにするため、子ども大綱（令和5年12月22日）に掲げる施策を、国および県の関係機関相互の連携のもとに推進する。

(4) 児童虐待防止の総合的な支援

① 児童虐待については、児童相談所における相談対応件数が増加傾向にあり、多数の重篤な事例が発生するなど深刻な状況となっている。こうした現状に対処するため、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）、などの対策が示されたほか、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律が令和6年4月から施行された。

これらに基づき、親権者等による体罰の禁止の啓発や関係機関間の連携強化等を実施するとともに、本月間が「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」（主唱：こども家庭庁）と時期を一にすることから、体罰等によらない子育ての推進や児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を行い、県民一人ひとりがこの問題への理解を深め、虐待の未然防止や早期発見につながる機運が社会全体で広がるよう、取組を強化する。

② 県、市町、関係機関および県民は相互に連携し、虐待の発生予防・未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な子どもの保護・ケア、そして、親子関係の再構築や子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行う。

(5) 生活習慣の見直しと家庭への支援

食育の推進、生活時間の改善等により、子どもの生活習慣の見直しに取り組むとともに、家庭への支援の充実に努める。

① 子どもが生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月31日食育推進会議決定）に基づき、子どもやその保護者の食に対する関心と理解が深まるよう食育を推進する。また、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながるよう、家族や友人等と家庭や地域において一緒に食卓を囲む「共食」の推進に努める。

② スマートフォンを始めとするインターネット接続機器等との過剰な接触時間を見直し、家族とのふれあいの時間を増やすほか、インターネット利用に関する親子間でのル

ールづくりや地域における「早寝・早起き・朝ごはん」の取組など、子どもが家庭等における日々の生活習慣を見直す取組を推進する。

- ③ 新たに策定された「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）も踏まえ、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進するほか、保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

(6) 子ども・若者の社会的自立支援の促進

- ① 教育、福祉、保健・医療、就労、少年非行関係等の専門機関において、関係機関相互の連携により、支援を必要とする子ども・若者に対して個々の状況に応じた個別的・継続的な相談・支援を効果的に行うとともに、その特性を生かした就学・就労等に結びつけることができるよう、地域における子ども・若者支援の体制作り等の取組を推進する。同時に、若年層の自殺、いじめ・不登校やヤングケアラーの問題等子ども若者を取り巻く問題が複雑化する今日において、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成29年4月に設置した、「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」における支援の充実を一層図るとともに、市町等、より身近な地域において、様々な相談に応じる子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の整備や、様々な困難を有する子ども・若者への支援に係る関係機関相互の連携の場である子ども・若者支援地域協議会等の設置を進める。
- ② 子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、伝統文化体験・自然体験・社会奉仕体験など、地域での多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、子ども・若者および地域住民の参加の促進を図る。
- ③ キャリア教育、職業教育の推進に係る学校、企業、関係行政機関等の連携強化および社会全体の共通理解の確立・促進を図る。
- ④ 子ども・若者が国際社会の一員としての役割や責任を自覚し、広い視野と豊かな国際感覚を育むため、国際理解を深めるための学習機会の提供や異文化交流活動を推進する。

(7) 子どもの権利について

令和5年4月に施行された「こども基本法」により、令和7年4月に施行した「滋賀県子ども基本条例」に基づき、子どもの権利に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例および子どもの権利等に関する広報活動および啓発活動を推進する。

また、各種相談窓口との連携を図り、相談窓口では解決しない子どもの権利侵害事案の救済が図られるよう、令和7年10月に設置した滋賀県子どもの権利委員会による調査・調整などの取組を着実に進めていく。

6 実施事項

主唱団体は、月間中に青少年健全育成に対する意識が広く県民の間に醸成されるよう、参加団体に対し次に掲げる活動等の積極的な展開を要請する。

なお、活動の展開に当たっては、青少年育成県民運動の中核を担う青少年育成県民会議等のネットワークを活用し、青少年の参加と協力を得ることについて特に配慮しつつ、広く家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が連携した取組が活発に展開されるよう十分な連絡調整に努める。

(1) 広報啓発活動

- ① ポスター、リーフレット、啓発物品等の作成・配布
- ② 広報誌（紙）、インターネット・ホームページへの掲載
- ③ 懸垂幕、横断幕、電光掲示板等の掲出
- ④ 街頭キャンペーン活動の実施

(2) 各種行事等の開催

- ① 青少年育成県民大会・市町民大会の開催
- ② 研修会、講習会の開催
- ③ 青少年保護育成巡回活動、環境浄化活動等の実施
- ④ ボランティア活動等、子ども・若者の社会体験の場の提供

(3) 顕彰等の実施

- ① 社会貢献活動を行った青少年、子ども・若者育成支援に貢献し顕著な功績のあった個人・団体等に対する表彰
- ② 絵画・ポスター、作文、標語等各種コンクール入賞者に対する表彰および作品集の発行、展示